

子ども・子育て支援新制度が本格スタートします

問い合わせは こども課 (☎22-1593) へ



新制度って？

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」とそれに関連して整備された法律(「子ども・子育て関連3法」といいます。)に基づく制度のことをいいます。



新制度で何をやるの？

国・都道府県・市町村は、こんな取組を進めていきます。

1. 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
2. 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
3. 幼児期の教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
4. 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。



新制度で変わることは？

■ 幼稚園・保育所等を利用する場合の手続きが変わります

新制度では、この制度を受ける幼稚園・保育所等の利用に当たり、子どもの年齢と保育の必要性(※1)に応じた次の3つの区分の「認定」を受ける必要があります。

認定区分	対象児童	利用施設
1号認定	教育を希望する3～5歳児	幼稚園(預かり保育利用を含む)、認定こども園
2号認定	保育を必要とする3～5歳児	保育所、認定こども園
3号認定	保育を必要とする0～2歳児	保育所、認定こども園、地域型保育事業所(※2)



(※1) 保育の必要性の認定要件

- ・ 就労(月48時間以上)
- ・ 産前、産後
- ・ 保護者の疾病、障がい
- ・ 親族の介護、看護
- ・ 求職活動中(概ね3カ月以内)
- ・ 就学(職業訓練含む)
- ・ 虐待やDVの恐れがあること
- ・ 育休中で保育利用中の子どもの継続利用が必要な場合
- ・ その他市長が認める場合

(※2) 地域型保育事業所

主に少人数の単位で、0～2歳児の子どもを預かる事業で、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育等があります。現在、阿南市では、この制度を受ける事業所はありませんが、今後、事業者からの申請等により設置を検討します。

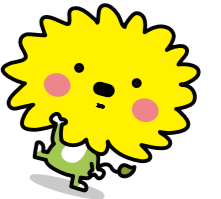
幼稚園・保育所等の利用手続きについて

1号認定 幼稚園等を利用希望の場合

- 1 幼稚園等に直接利用申込みをします
- 2 幼稚園等から入園の内定を受けます
- 3 幼稚園等を通じて利用のための認定を申請します
- 4 幼稚園等を通じて市から認定証が交付されます(1号認定)
- 5 幼稚園等と契約します

2・3号認定 保育所等を利用希望の場合

- 1 市に利用のための認定申請および入所申込み(利用申込み)をします
- 2 申請者の希望や保育所等の状況を考慮して市が保育の必要性の認定と保育所の利用調整をします
- 3 入所する保育所(利用先)の決定後、支給認定証と入所承諾書を送付します



■ 放課後児童クラブの利用年齢が拡大されます

新制度では、職員の資格・員数や施設・設備について新たに基準を設けて質の向上を図るとともに小学校6年生までが対象となります。

■ 地域の子育て支援の充実を図ります

市が策定する「阿南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、子育てに伴う負担や不安感を緩和するため、妊娠出産期から育児期まで切れ目のない支援施策の充実を図ります。

地域子育て支援拠点事業

保育所や地域子育て支援センター等の身近な場所で、在宅親子の交流や育児講座・育児相談等を実施し、育児不安等の解消に努めます。

一時預かり事業

急な用事や短期的な疾病、看護、介護等により家庭で保育ができない場合などに保育所等において一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図っています。

病児・病後児保育事業

病中や病気の回復期にある子どもを病院等に付設された専用スペースにおいて一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的に実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業

地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となって、助け合いを行う会員組織です。今後も幅広い周知を行い、会員の増加とサービスの充実を図ります。

妊婦健康診査事業

妊婦の健康保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を保健師、児童相談専門員等が訪問し、指導や助言等を行うことにより、養育上の諸問題の解決や軽減を図っています。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4カ月までの乳幼児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

※そのほかにもいろいろな子育て支援事業を実施しています。くわしくは、市が発行している『子育てガイド anan たけのこ』をご覧ください。市のホームページにも掲載しています。